

議案第11号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。） （1）第53条第1項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査（所得の状況に係るものに限る。（2）において同じ。） （2）第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査	各市町村
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
5 削除	
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。